

個人市民税の減免制度の概要について

次の事項に該当する場合は、※納期限までに申請することにより個人市民税の減免を受けることができます。

各事項には減免の基準があるとともに、申請時点で未納の額が対象です。(納期限の過ぎたものは減免できないこととなっています)

なお、当該年度の市民税・道民税納税通知書が送付された時点で年金から個人市民税が天引きされたものについては、減免対象といたします。

※個人市民税の納付方法によって納期限が異なります。

- (1) 納付書及び口座振替：各納期の末日
- (2) 給与からの天引き：給与支払月の翌月10日まで
- (3) 年金からの天引き：年金支払月の翌月10日まで

1 災害により甚大な損害を受けた方

震災・風水害・火災などの災害により甚大な損害を受けた方で一定の条件に該当する方は、減免の対象となる場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

2 生活保護を受けている方

生活保護法による扶助を受けている方は、減免の対象となります。

事 由	減免の割合
(1) 生活保護法による扶助を受けている方	全 部
(2) 納税義務者の死亡により生活保護法による生活扶助を受けている相続人	全 部

3 学生・生徒

所得税法第2条第32号のイ、ロ、ハに規定される学生・生徒になったことにより収入を得られなくなった方で、今年の所得見込が75万円(不労所得10万円、給与収入で130万円)以下である場合は減免の対象になります。(在学証明書等が必要です。)

4 生活が著しく困窮と認められる方

廃業もしくは休業(法人を除く)、失業(自己都合による退職および定年退職を除く)または疾病等により、生活が著しく困難と認められる方で、所得の減少する割合が前年に比較して10分の3以上で、生計を一にする家族の所得(非課税所得を含む)の合計が個人市民税所得割の非課税限度額以下であり、かつ、前年の合計所得金額が300万円以下の方が減免の対象となります。

所得の減少する割合	減免の割合
10分の7以上のとき	全 部
10分の5以上 10分の7未満のとき	10分の7
10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の4

■ 問い合わせ先

帯広市 政策推進部 税務室 市民税課 市民税係
〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1

電話 0155-24-4111(内線1521~1527)

0155-65-4120(直通)

FAX 0155-23-0154

Eメール civil_tax@city.obihiro.hokkaido.jp